

国史跡鬼城山保存活用計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

令和8年4月30日

総社市長 片岡 聡 一

国史跡鬼城山保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡鬼城山保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定するため、国史跡鬼城山保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保存活用計画の策定に関する事項について指導及び助言を行うこととする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が定まっていないときの招集は、市長がこれを行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。